

1. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者とは

障害福祉サービス事業所等で、サービス利用者の個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員に対する技術指導などを行います。

2. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるには

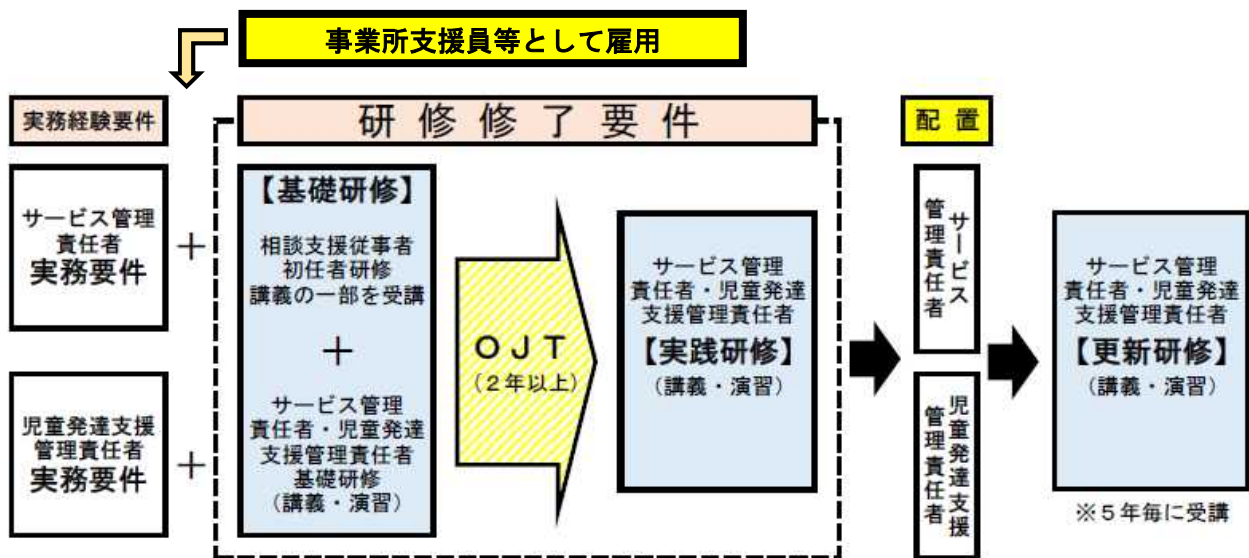
サービス管理責任者等として従事するためには、次の両方の要件を満たす必要があります。

- 障害児者の支援に関する実務経験年数（直接支援8年など）があること（**実務経験要件**）
- 基礎研修と2年後の実践研修などを修了していること（**研修修了要件**）

必要な研修を修了するまでに最低で2年要します



＜サービス管理責任者等として勤務するまでの一般的な流れ＞



Q. 研修を受講するには、どうすればいいですか。

- 研修は、事業所から従事予定者の受講を申し込んでいただくので、まずは事業所で生活支援員等として勤務いただく必要があります。

Q. 現在事業所で勤務していませんが、新しく事業所を立ち上げてサービス管理責任者として従事を検討しています。研修受講できますか。

- 基礎研修修了後に2年の実務が必要なので、まずは事業所で生活支援員等として勤務してから申込を検討ください。

詳しい制度については、下記の兵庫県ホームページをご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/sabikan.html>

兵庫県 サービス管理責任者



◆ホーム > 健康・医療・福祉 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス・障害者支援 > サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修について